

IV-129 ルール地域における都市連合形成に関する研究(Ⅰ)

北海道大学大学院環境科学研究科 正員 山村悦夫

1. 序論

第三次全国総合開発計画(略称、三全総)では、これまでの開発方式の拠点開発方式、大規模開発方式に代って、定住圏構想を打ち出している。これは、水系、流域別に広域生活圏としての定住圏を設定して、地方での人口の定着を進めるものである。定住圏構想の仕組みとしては、厂史的、伝統的文化に根ざし、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた人間居住の総合的環境の形成を図ることである。そして、全国を居住区、定住区が複合して一つの圏域の定住圏を形成し、全国に二百から三百の定住圏を設定するものである。したがって、定住圏は、既存の市町村の複合、連合の形式をとることになる。

この研究においては、1920年から都市連合形成がなされ、着実に特色ある成果をあげているルール地域市町村連合(略称、SVR)について概観し、今後の構想発展の基礎的研究を行うものである。

2. ルール地域の概要

ルール地域は、南のルール川から北のリップ川まで、西はライン川から東はハム、ウーナを連ねた線に至る、南北約40km、東西約80kmの地域である。1920年に、ルール地域の総合開発計画の策定と、市町村区域を越えた広域的な諸問題を解決するためにルール炭田地域市町村連合が設立され、現在18市9郡が加盟している。

ルール地域は、19世紀のはじめまで広々とした畑や牧場が連なる田園地帯であったが、ルール炭田の開発が始まり、鉄鋼業、金属、機械、化学工業が立地し、今日では、ヨーロッパ最大の鉄工業地帯が生まれた。

ルール地域は、南から北に向って4つの地帯、「ルール川地帯」、「ヘルヴェーク地帯」、「エムシャー川地帯」、及び「リップ川地帯」に分けることができる。

ルール地域の都市としては、エッセン(67万4千人、1974年)、ドルトムント(63万2千人)、デュースブルク(43万5千人)、ゲルゼンキルヘン(33万3千人)、ボーフム(33万8千人)の諸都市がつづく。

戦前のエッセンは炭坑の町であるとともにクルップ社の町であったが、戦後は、これらの重鉄工業の他に、機械、印刷などの諸工業も立地、高層オフィス街もでき、多くのルール地域の企業の本社が立地し、SVRの本部や鉄道管理局等が置かれて、多角的機能を備えるようになっている。

ドルトムントは炭坑と鉄鋼業を中心とする代表的な都市であるが、北ドイツのビール醸造業の中心でもある。市街の中心は、昔のヘルヴェーク街道に沿って、北側は炭坑、工場地帯で、南側は住宅、緑地地区と完全に分かれている。

デュースブルクは、ルール川とライン川の合流点に位置し、ルール地域の門戸で、ヨーロッパ第一の河港デュースブルク・ルールホルト港が建設され、ルール地域の流通拠点となっている。

ゲルゼンキルヘンは、エムシャー川およびライン・ヘルネ運河の南北西岸にまたがり、新興鉄工業都市で、炭坑、鉄鋼業のほか、特に化学工業がさかんであり、衣料品製造業、ガラス工業、機械器具製造業等にも特色がある。

ボーフムも重工業の町であるが、大自動車工場も立地しており、鉱山学校、鉱山博物館、ルール地域唯一の総合大学であるルール大学がある。

このように、ルール地域には特色ある都市が連合しており、鉄工業の発展と並んで生活環境の整備にも力がい

れられ、工場、住宅、緑地等の土地利用はSVRの手でルール地域全体を通じて統一的に計画され、特に緑地の保全、造成に配慮されている。

南のルール川沿岸、北のエムシャー川とリッペ川の間には、保養地として広大な森林が保存、造成され、また都市内にも広い公園が整備されている。そして、環境整備上と特色ある方策がなされている。この地域の膨大な用水源としてはルール川が負っており、上流にも約20の人工湖が設けられている。ルール川の流川は常に清浄に保たれており、排水は下水処理場で十分に処理され他の川にそそがれている。

さらに、褐炭の露天掘り跡の復元にあたっては、畑、森林、山、池、住宅や動物もそっくり元へ戻すことになっている。そのための法律として、土地鑑定法、復元義務付け法、表土復元法など厳しい基準となっている。

交通については、鉄道は網の目のように通じ、主要路線は電化され、特に、ルール地域内の都市間を結ぶ電車も頻繁に運行され、通勤の利便性は特に高い。貨物輸送においては、ライン・ヘルネ運河やドルトムント・エムス運河も重要な役割を負っている。道路については、アウトバーンが整備され、ルール高速道路が設けられている。

3. SVRの概要

ルール地域は、西ドイツのノースライン・ヴェストファーリア州にある。SVRの設立は、1920年のプロイセンの法律とノースライン・ヴェストファーリア州の法律にもとづいている。その任務は、ルール地域市町村連合としての行政機能の遂行であり、連合を構成する市町村の計画の策定と、その遂行にある。

そして、ルール地域の各自治体と同様にSVRにも、連合会議が設けられている。連合会議を構成する議員は、3/5は選挙で選ばれる。議員一人当りの住民の有権者数は約12万5千人である。その他2/5の議員は、商工会議所、農業団体、経営団体、産業別労働組等から推薦されたものである。その議員の内訳は、経営者と労働者の代表がそれぞれ半分の構成となっている。

現在、選挙で選ばれる議員は52名で、経営者代表の議員が18名、労働者代表の議員が18名で、農業、鉄業、化学、金属、機械、交通運輸、エネルギー供給管理等の産業別の構成となっている。

こうして選ばれた議員は、SVRを構成する地区の代表者であると共に、SVRの所属で、ルール地域に定住しなければならない。

連合会議でのルール地域の管理に関する討論は、ルール地域の基本計画となるもので、ルール地域の全体的発展を考え、直接的に地方行政の形成に関与し、地域の計画の全ての要件の決定に責任を持っている。

特に、その重要な責任を持つものとしては、つぎのとおりである。

- (1) 連合の政策に関する普遍的な方針の確立。 (2) 連合の予算案の制定や連合活動の範囲・重点の決定。
- (3) SVRのその他すべての法律の制定。 (4) ルール地域市町村のための土地利用・空間秩序と市町村建築計画との調整と、市町村発展計画の策定。 (5) 連合会議での委員会の設立と専門委員の選出。 (6) 連合会議の議長と理事の選出。

実際のSVRの活動は、各種の委員会が設けられ、それに専門家を加入させて、十分な時間をかけて計画の検討がなされている。

たとえば、ルール地域の住宅地区の開発の場合は、土地利用計画委員会で責任を持つ行っており、もし、その開発で、景観問題や森林保護の問題が生じた場合には、SVRの投資によって整備を行ったり、また、レクリエーション施設、景観修復、休養地の整備等にも投資がなされている。

このように、SVRの任務は、都市と農村地域にわたって統一ある法律を制定し、SVRを通じて、各種の施設計画はもとより、産業発展計画、環境保全計画、水管理計画、交通計画、社会福祉計画等の広範囲にわたる計画がなされている。